

平成 18 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 東日本ハウス株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 成田 和幸  
( J A S D A Q ・ コード 1873)  
問 合 せ 先 執行役員財務部長 青苺 雅肥  
T E L ( 0 1 9 ) 6 2 4 - 3 2 6 1

### 第三者割当による優先株式の有利発行、第 1 回 A 種優先株式の一部条件変更 ならびに減資および資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、東日本ハウス株式会社第 1 回 B 種優先株式（以下「本 B 種優先株式」といいます。）の有利発行、第 1 回 A 種優先株式の一部条件変更ならびに減資および資本準備金の額の減少を実施することを決議致しましたので下記の通りお知らせ致します。本 B 種優先株式は、みずほキャピタルパートナーズ株式会社（本社：東京都千代田区、以下「MHC P」といいます。）が運営するメザニンファンド「MHメザニン投資事業有限責任組合」を割当先とする優先株式の有利発行となる予定です。なお、本 B 種優先株式の有利発行につきましては、定款の一部変更を含む本 B 種優先株式の有利発行に必要な議案を平成 19 年 1 月 26 日に開催予定の臨時株主総会および種類株主総会（普通株式および第 1 回 A 種優先株式の種類株主を構成員とする。以下まとめて「臨時株主総会等」といいます。）に付議することを本日開催の取締役会において決議しておりますが、これらの議案が臨時株主総会等において承認可決されると共に、減資および資本準備金の額の減少に関する議案について、当社が平成 19 年 1 月 30 日に開催予定の定時株主総会において承認可決されることが発行の条件となります。

#### 記

#### 1. 本 B 種優先株式発行、既発行済第 1 回 A 種優先株式の条件変更、減資および資本準備金の額の減少の理由

当社グループは、これまでグループ事業再建策を策定し、経営改善努力を継続して参りましたが、平成 17 年 10 月期におきましては、当社の事業内容および財務改善方針に深い理解を示している株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ（本社：東京都千代田区、以下「JWP」といいます。）との資本提携を、JWP が管理運営する有限会社東日本ハウスホールディングスを割当先とする普通株式および優先株式の発行により実施し、銀河高原ビール株式会社の清算方針を決定し、財務体質の改善を推し進めて参りました。

今般、一層の財務体質の健全化と資本の基盤の強化が必要と考え、本日別途開示しております「平成 18 年 10 月期 通期（連結・単独）業績予想の修正に関するお知らせ」および「特別損失の計上および繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ」の通り、連結において貸倒引当金繰入額 3,385 百万円、減損損失 1,639 百万円などを特別損失に、また単独においては、貸倒引当金繰入

額 2,325 百万円、減損損失 1,347 百万円、子会社株式評価損 1,570 百万円などを特別損失に計上することとし、それに伴い繰延税金資産の取崩しにより法人税等調整額（損）5,046 百万円を計上することと致しました。

当社としましては、これまで JWP との資本提携関係の下で進めて参りました経営改善の方向性を前提とし、また、既存株主の皆様にとっての株主価値希薄化に最大限配慮しつつも、今回の損失計上に伴う純資産の減少を補い財務体質の早期改善を図るための資本施策を検討して参りました。その結果、当社の方針に深い理解を示された MHC P が運営する MHメザニン投資事業有限責任組合を割当先とする本 B 種優先株式の発行を決定し、これに伴い、第 1 回 A 種優先株式の条件も、一部変更することと致しました。

そのような状況におきまして、平成 18 年 10 月期に生じる予定の欠損金の填補に備えるため、また、今後の柔軟な資本政策の展開を可能とするため、今回の資本金および資本準備金の額の減少を実施することと致しました。

## 2. 本 B 種優先株式の内容

### (1) 本 B 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類・名称	東日本ハウス株式会社 第1回 B 種優先株式
2. 募集株式の数	4,000,000株
3. 払込金額	1株につき1,000円
4. 払込金額の総額	4,000,000,000円
5. 増加する資本金の額	2,000,000,000円（1株につき500円）
6. 増加する資本準備金の額	2,000,000,000円（1株につき500円）
7. 申込期日	平成19年2月1日
8. 払込期日	平成19年2月1日
9. 割当先/株式数	MHメザニン投資事業有限責任組合に全株割当
10. 剰余金の配当	当社は、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）およびB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対して、次に定める額の期末配当金（以下「B種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④に定める中間配当金（以下「B種優先中間配当金」という。）を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

#### ④ B種優先配当金

当会社が定款第59条第1項に定める期末配当を行うときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、その払込金額に、当該期末配当の基準日の属する事業年度における以

下に定める配当年率（以下「B種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、平成19年10月31日を基準日とするB種優先配当金については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成19年10月31日（同日を含む。）までの期間につき1年365日として日割計算により算出される金額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を支払う。

「B種優先株式配当年率」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成19年10月31日に終了する事業年度から平成21年10月31日に終了する事業年度の配当年率：7.00%
- ・平成22年10月31日に終了する事業年度から平成24年10月31日に終了する事業年度の配当年率：8.00%
- ・平成25年10月31日に終了する事業年度およびこれ以降の各事業年度の配当年率：9.00%

## ② 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日とする剰余金の配当において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積したB種未払配当金（以下「B種累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする剰余金の配当に際して、B種優先配当金、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、B種累積未払配当金をB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う。

## ③ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当をしない。

## ④ B種優先中間配当金

当会社が定款第60条に定める中間配当を行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度に適用のあるB種優先株式配当年率を基準として算定したB種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

11. 残余財産の分配 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株当たり1,000円（以下「B種残余財産分配額」という。）に残余財産分配の日までの累積未払配当相当額を加算した金額を、普通株主または普通登録株式質権者およびA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に先立って、支払う。
12. 譲渡制限 譲渡制限は定めない。
13. 議決権 B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、3事業年度連続してB種優先配当金を支払う旨の議案が定時株主総会に提出されない場合またはその議案が否決された場合、当該3事業年度のうち最終事業年度に関する定時株主総会の終結のときよりB種累積未払配当金相当額を含めたB種優先配当金の全部の支払いを受ける旨の剰余金処分議案決議がなされるときまで、株主総会における議決権を有する。
14. 単元 B種優先株式の1単元の株式数は1,000株とする。  
当社は、1単元に満たない株式数を表示したB種優先株式にかかる株券を発行しない。  
B種優先株主は、単元未満株式売渡請求権を有しない。
15. 取得請求権(プット) B種優先株主は、払込期日の翌日以降下記17.に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日（同日を含む。）までいつでも、B種優先株式の全部または一部を、B種優先株式1株につき下記に定める金額（以下「B種優先株式償還請求対価」という。）の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること（以下「B種優先株式償還請求」という。）ができる。かかるB種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの期間中にB種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当社の株式（種類の如何を問わない。）にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。  
「B種優先株式償還請求対価」は、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 累積未払配当金相当額、

および(iii)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

16. 随時取得条項 (コール) 当社は、B種優先株式の全部または一部を、払込期日の翌日以降下記17.に定めるB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までいつでも、当社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記に定める金額(以下「B種優先株式随時取得対価」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

「B種優先株式随時取得対価」は、B種優先株式1株当たり、(i)B種残余財産分配額、(ii)払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対して下記に定める随時取得金額算定利率の利率で計算される金額(1事業年度に満たない期間についてはかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、(iii)累積未払配当金相当額、および(iv)払込金額相当額に取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む)から取得日の前日(同日を含む)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

「随時取得金額算定利率」は、払込期日から4年後の応当日以降に終了する事業年度の末日まで年率2.00%、かかる事業年度の末日の翌日以降は年率3.00%とする。

17. 一斉取得条項 (普通株式への強制転換) 当社は、払込期日から7年後の応当日(以下「B種優先株式一斉転換基準日」という。)に残存するB種優先株式(なお、B種優先株式一斉転換期準備の前日までに、B種優先株式償還請求が行われたB種優先株式または上記16.に定める取得条項に基づく取得が行われたB種優先株式を除

く。)を、B種優先株式一斉転換基準日の翌営業日以降の日で別途取締役会で定める日をもってすべて取得するものとする。当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株式1株当たり、(i) B種残余財産分配額、(ii) 累積未払配当金相当額、および(iii) 払込金額相当額にB種優先株式一斉転換基準日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)からB種優先株式一斉転換基準日の前日(同日を含む。)までの期間に対して対応する事業年度に適用されるB種優先株式配当年率の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和を、B種優先株式一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の90%(ただし、当該価格が算定できない場合は、当社とB種優先株主が別途合意する第三者機関の算定する時価の90%とする。なお、第三者機関の指名に関する協議開始後30日以内に合意に達しない場合は、当社とB種優先株主がそれぞれ指名した第三者機関の算定する時価の平均値の90%とする。)(以下「一斉転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値および一斉転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。普通株式の数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。

#### 18. 優先順位

A種優先株式にかかる残余財産の分配の順位は、普通株式に優先し、B種優先株式にかかる優先配当金の支払いおよび残余財産の分配の順位は、A種優先株式および普通株式に優先する。

すべてのB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社はA種優先株式を株主との合意により有償で取得せず、またA種優先株主はA種優先株式償還請求できない。すべてのA種優先株式およびB種優先株式が当社に取得されるまでの間は、すべてのA種優先株主およびB種優先株主の書面による事前の承諾がある場合を除き、当社は普通株式を株主との合意により有償で取得しない。

19. 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等  
 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(2) 増資の理由、増資による手取金の額およびその資金使途

ア) 増資の理由

前記1. に記載の通りでございます。

イ) 本B種優先株式発行による手取金の額

発行総額	4,000,000,000 円
発行諸費用概算額	50,000,000 円
差引手取概算額	3,950,000,000 円

ウ) 資金使途

差引手取概算額 3,950,000,000 円につき、借入金返済に全額充当する予定であります。

(3) 発行価額の決定方法等

本B種優先株式の発行価額につきましては、当社の業績・資産内容・事業の収益性・資本構成・種類株式の概要等を総合的に判断の上、決定されました。当社は発行価額につき妥当であると考えておりますが、平成19年1月26日に予定されている臨時株主総会において、株主の皆様最終的なご判断を仰ぎたいと考えております。尚、本B種優先株式につきましては、普通株式に対する希薄化の影響を可能な限り回避するため、取得条項を付しております。

(4) 割当先および割当先を管理運営する会社の概要

割当先の名称	MHメザニン投資事業有限責任組合	
割当株数	4,000,000 株	
払込金額	4,000,000,000 円	
割当先を管理運営する会社の概要	会社名	みずほキャピタルパートナーズ株式会社
	本店所在地	東京都千代田区丸の内 1-1-2 JFE ビルディング
	代表者の氏名	井戸坂 実
	資本金の額	10,000,000 円
	大株主および持株比率	株式会社みずほコーポレート銀行 50% みずほキャピタル株式会社 50%
	事業の内容	MBOファンドおよびメザニンファンドの運営・監理
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係等	該当事項はありません。
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません。
	役員・の兼務関係	該当事項はありません。

注) 資本金の額、大株主および持株比率、出資関係は、平成18年12月1日現在におけるものです。

(5) 優先株式の譲渡報告に関する事項等

MHメザニン投資事業有限責任組合との間において、本B種優先株式の割当を受けた日から2年間において、当該優先株式の譲渡を行った場合には、直ちに当社へ譲渡報告を行うことについて、また当社は直ちにジャスダック証券取引所へ当該譲渡報告の内容を報告することについて、承諾を受けております。

また、MHメザニン投資事業有限責任組合との間において、本B種優先株式が普通株式に転換された後は、発行済株式総数の5%以上の当社株式を市場または証券会社以外に売却する場合、当社に対して事前通知を行うことと、その場合において当社が同条件以上の買取先を斡旋する場合、割当先は当社の指定する買取先に売却することの承諾を受けております。

3. 第1回A種優先株式の条件変更の内容

本B種優先株式の発行に伴い、平成17年8月25日付で公表致しました第1回A種優先株式の発行要領記載の内容(但し、平成18年1月27日付定時株主総会における変更点を含む)につき、以下の通り変更致します。また、「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴う条文や文言の変更も行っております。かかる内容変更については、臨時株主総会等において所要の定款変更案が承認可決することを条件と致します。

(1) 変更案

現行発行要領	変更案
(利益配当) 当社はA種優先株式を有する株主(以下「 <u>種類株主A</u> 」という。)に対し、普通株主への配当と同額の配当を <u>実施し、優先配当は行わない。</u>	(剰余金の配当) 当社は、 <u>定款第59条第1項に定める期末配当および同条第2項に定める剰余金の配当につき、A種優先株式を有する株主(以下「<u>A種優先株主</u>」という。)およびA種優先株式の登録株式質権者(以下「<u>A種優先登録株式質権者</u>」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下「<u>普通株主</u>」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。)への配当と同額の配当を行う。</u> <u>中間配当</u> 当社は、 <u>定款第60条に定める中間配当を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者への配当と同額の中間配当を行う。</u>



<p>(残余財産の分配)</p> <p>当社が残余財産を分配するときは、<u>種類株主A</u>に対し、<u>普通株主に先立ち</u>、<u>A種優先株式1株につき200円を支払い</u>、<u>普通株式の1株あたりの残余財産分配金額が200円を超える場合</u>、<u>種類株主A</u>に対し、<u>普通株式と同額となるまで残余財産分配金額を</u>、さらに支払う。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>当社は、<u>当会社の解散に際して残余財産を分配するときは</u>、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して</u>、<u>A種優先株式1株当たり200円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って支払い</u>、<u>普通株式1株当たりの残余財産分配額が200円を超える場合</u>、<u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し</u>、<u>普通株式と同額になるまでの残余財産分配額を</u>さらに支払う。</p>
<p>(議決権)</p> <p><u>種類株主A</u>は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、<u>株主総会において議決権を有さない</u>。</p>	<p>(議決権)</p> <p><u>A種優先株主</u>は、<u>法令に別段の定めのある場合を除き</u>、<u>株主総会において、議決権を有しない</u>。</p>
<p>(買入消却)</p> <p>当社は、<u>いつでもA種優先株式を買入れ</u>、<u>これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる</u>。この買入価額は、<u>当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする</u>。但し、<u>上記平均値が200円を下回る場合は</u>、<u>買入価額は200円とする</u>。</p>	<p>(買入)</p> <p>当社は、<u>すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り</u>、<u>いつでもA種優先株式の全部または一部を買入れることができる</u>。この買入価額は、<u>A種優先株式1株当たり</u>、<u>当社の取締役会が買入れを決定した日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所（当社が株式会社東京証券取引所に上場した場合には株式会社東京証券取引所を指すものとし、以下、「株式会社ジャスダック証券取引所等」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする</u>。ただし、<u>上記平均値が200円を下回る場合は</u>、<u>買入価額は、A種優先株式1株当たり200円とする</u>。</p>
<p>(償還請求権)</p> <p>当社は、<u>種類株主Aの請求に基づき</u>、<u>平成20年11月1日以降</u>、<u>毎営業年度においていつでも</u>、<u>下記の償還可能金額を限度として</u>、<u>A種優先株式を下記の償還価額にて償還する</u>。但し、<u>当該償還請求のあった前営業年度の当社の貸借対照表における「資本の部」の金額が</u></p>	<p>(取得請求権（プット）)</p> <p><u>A種優先株主</u>は、<u>平成20年11月1日以降</u>、<u>すべてのB種優先株式が当社に取得された場合に限り</u>、<u>毎事業年度においていつでも</u>、<u>A種優先株式の全部または一部を</u>、<u>A種優先株式1株につき下記で定める金額（以下「A種優先株式償還請求対価」という。）を対価</u></p>

<p>当社の第37期の貸借対照表の「資本の部」に優先株式および普通株式の発行価額の総額を加えた金額（以下「基準資本金額」という）を超えていない場合は償還できないものとする。</p>	<p>として取得することを当会社に請求すること（以下「A種優先株式償還請求」という。）ができる。かかるA種優先株式償還請求に基づく取得は、法令の定める範囲内で、かつ、</p>
<p style="text-align: center;">記</p> <p><u>償還可能金額</u> 以下の金額のうちいずれか少ない金額</p> <p>(i) 当該償還請求のあった前営業年度末における利益配当可能額の2分の1から、当該償還請求がなされた営業年度において、その発行しているA種優先株式の任意買入またはA種優先株式の義務償還を既に行ったか、行う決定を行った分の価額の合計金額、および、当該償還請求があった前営業年度末以降に行われた株主に対する剰余金の分配金額の合計金額を控除した金額。</p> <p>(ii) 償還請求があった営業年度の前年度の貸借対照表における「資本の部」の金額から基準資本金額を控除した金額。</p> <p><u>償還価額</u> 償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>	<p>当該取得日の直前に開催された定時株主総会終結日の最終における当会社の分配可能額の2分の1相当額から、当該定時株主総会終結日の翌日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの期間中にA種優先株式の取得を既に行ったかまたは行う決定を行った分の価額および当該期間中に行われた当会社の株式（種類の如何を問わない。）にかかる剰余金分配金額の合計額を控除した金額を限度とする。</p> <p>「A種優先株式償還請求対価」は、A種優先株式償還請求のあった日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p>
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、A種優先株式に対し、新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。</p>	<p>(株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等)</p> <p>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割または併合を行わない。当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p>
<p>(普通株式への転換請求権)</p> <p>種類株主Aは、下記転換の条件によりその</p>	<p>(普通株式への取得請求権)</p> <p>A種優先株主は、下記の条件によりその有す</p>

<p>有する A 種優先株式の当社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 転換請求期間 平成 19 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 30 日まで</p> <p>(2) 当初転換価額 200 円とする。</p> <p>(3) 転換価額の調整 (i) 当社が A 種優先株式を発行後、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>転換後の調整価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p>ア 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>イ 株式分割により普通株式を発行する場合</p> <p>ウ 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合</p> <p>(ii) 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i) に準じて適宜調整される。</p> <p>(iii) 転換価額調整式で使用する時価は、上記(i)ア、イ、ウの行為を行うことにつき当社の取締役会の決定がなさ</p>	<p>る A 種優先株式の当社の普通株式への転換(取得と引換えに当社の普通株式を交付することをいう。以下同じ。)を請求することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>①転換請求期間 平成19年11月1日から平成27年10月30日まで</p> <p>②当初転換価額 200円とする。</p> <p>③転換価額の調整 (i) 当社が A 種優先株式を発行後、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>転換後の調整価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。</p> <p><u>(ア)</u> 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p><u>(イ)</u> 株式分割により普通株式を発行する場合</p> <p><u>(ウ)</u> 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合</p> <p>(ii) 合併、<u>会社分割、株式交換、株式移転</u>、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、(i) に準じて適宜調整される。</p>
--	--

<p>れた日に先立つ 60 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(iv) 転換の効力発生日に先立つ 60 取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）が②記載の当初転換価額または、上記(i)ないし(iii)により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。但し、当該転換価額は 60 円を下回らないものとする。</p> <p><u>④転換により発行すべき普通株式数</u></p> <p>A 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、<u>種類株主 A</u> が転換請求のために提出した A 種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。</p> <p><u>⑤転換の効力発生</u></p> <p>転換の効力は、転換請求書および A 種優先株式の株券が当社または当社の指定する者に到達した日に発生する。</p>	<p>(iii) 転換価額調整式で使用する時価は、上記 (i) <u>(ア)</u>、<u>(イ)</u>、<u>(ウ)</u>の行為を行うことにつき<u>当会社</u>の取締役会の決定がなされた日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における<u>当会社</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(iv) 転換の効力発生日に先立つ60取引日の株式会社ジャスダック証券取引所等における<u>当会社</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が②記載の当初転換価額または、上記 (i) ないし (iii) により算出された転換価額を下回る場合、当該平均値を転換価額とする。<u>ただし</u>、当該転換価額は60円を下回らないものとする。</p> <p><u>④転換により発行すべき普通株式数</u></p> <p>A 種優先株式の転換により発行すべき<u>当会社</u>の普通株式数は<u>A 種優先株主</u>が転換請求のために提出した A 種優先株式の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。<u>普通株式の数の算出に当たって 1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従う。</u></p> <p><u>⑤転換の効力発生</u></p> <p>転換の効力は、転換請求書および A 種優先株式の株券が<u>当会社</u>または<u>当会社</u>の指定する者に到着した日に発生する。</p>
<p>(期中転換があった場合の取扱)</p> <p><u>第1回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求が11月1日から翌年4月30日までになされたときは11月1日に、5月1日から10月31日までになされたときは5月1日に、それぞれ転換があったものとみなして</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>これを支払う。</u></p>	
<p><u>(強制転換条項)</u>  <u>転換を請求しうべき期間中に転換請求のな</u>  <u>かったA種優先株式は、同期間の末日の翌日</u>  <u>をもって普通株式に転換される。</u>  <u>転換条件は、上記転換予約権の行使の条件と</u>  <u>同一のものとする(但し、転換請求にかかる</u>  <u>部分は除く。)</u></p>	<p><u>(一斉取得条項(普通株式への強制転換))</u>  <u>当社は、転換請求期間の末日の翌日(以下</u>  <u>「A種優先株式一斉転換基準日」という。)</u>  <u>に残存するA種優先株式(なお、A種優先株</u>  <u>式一斉転換基準日の前日までに、A種優先株</u>  <u>式償還請求が行われたA種優先株式を除</u>  <u>く。)を、同日の翌営業日以降の日で別途取</u>  <u>締役会の定める日をもってすべて取得する</u>  <u>ものとする。当社は、A種優先株式と引換</u>  <u>えに、A種優先株式の発行価額の総額をA種</u>  <u>優先株式1株当たり、転換請求期間の最終日</u>  <u>に適用のあった転換価額で除して得られる</u>  <u>数の普通株式を交付する。普通株式の数の算</u>  <u>出に当たって1株未満の端数が生じた場合</u>  <u>には、会社法第234条に従う。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(優先順位)</u>  <u>A種優先株式にかかる残余財産の分配の順</u>  <u>位は、普通株式に優先し、B種優先株式にか</u>  <u>かる優先配当金の支払いおよび残余財産の</u>  <u>分配の順位は、A種優先株式および普通株式</u>  <u>に優先する。</u>  <u>すべてのB種優先株式が当社に取得され</u>  <u>るまでの間は、すべてのB種優先株主の書</u>  <u>面による事前の承諾がある場合を除き、当</u>  <u>社はA種優先株式を株主との合意により有償</u>  <u>で取得せず、またA種優先株主はA種優先株</u>  <u>式償還請求できない。すべてのA種優先株式</u>  <u>およびB種優先株式が当社に取得される</u>  <u>までの間は、すべてのA種優先株主およびB</u>  <u>種優先株主の書面による事前の承諾がある</u>  <u>場合を除き、当社は普通株式を株主との合</u>  <u>意により有償で取得しない。</u></p>

注) 上記変更案に記載されております定款の条項数につきましては、本日別途開示して  
 おります「定款一部変更に関するお知らせ」に記載されております「変更案」の条  
 項数を採用しております。

#### 4. 減資および資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減資（資本金の額の減少）の内容

平成18年12月1日現在の資本金の額5,873,372,130円を平成19年1月30日開催予定の定時株主総会における承認を条件として、4,000,000,000円資本金の額のみ無償で減少させ、全額欠損填補に充当する予定です。なお、前述のとおり本B種優先株式の発行を勘案しますと、かかる手続きがすべて完了した後の資本金の額は3,873,372,130円となります。

##### (2) 資本準備金の額の減少の内容

平成18年12月1日現在の資本準備金の額3,144,934,711円を平成19年1月30日開催予定の定時株主総会における承認を条件として、3,144,934,711円資本準備金の額のみ無償で減少させ、全額欠損填補に充当する予定です。なお、前述のとおり本B種優先株式の発行を勘案しますと、かかる手続きがすべて完了した後の資本準備金の額は2,000,000,000円となります。

##### (3) 減資の日程（予定）

平成18年12月1日（金）	取締役会決議日
平成18年12月18日（月）	債権者異議申述公告
平成19年1月18日（木）	債権者異議申述最終期日
平成19年1月30日（火）	定時株主総会決議日
平成19年2月1日（木）	減資の効力発生日

##### (4) 資本準備金の額の減少の日程（予定）

平成18年12月1日（金）	取締役会決議日
平成19年1月30日（火）	定時株主総会決議日
平成19年2月1日（木）	資本準備金の額の減少の効力発生日

##### (5) 減資および資本準備金の額の減少の趣旨および今後の見通しについて 前記1. に記載の通りでございます。

#### 5. ご参考

##### (1) 発行済株式総数の推移（資本金の推移）

###### ア) 現在の発行済株式数

普通株式	45,964,842 株
A種優先株式	10,000,000 株
（現在の資本金	5,873,372,130 円）

###### イ) 今回の増加株式数

A種優先株式	4,000,000 株
（増加資本金	2,000,000,000 円）

ウ) 今回の減少株式数

普通株式	0 株
(減少資本金)	4,000,000,000 円)

エ) 増減資後発行済株式数

普通株式	45,964,842 株
A種優先株式	10,000,000 株
B種優先株式	4,000,000 株
(増加・減少後資本金)	3,873,372,130 円)

(2) 業績および配当の見通し

本日別途開示致しております「平成 18 年 10 月期 通期（連結・単独）業績予想の修正に関するお知らせ」の通りでございます。

(3) 株主への利益配分等

当社にとって、株主に対する利益還元は重要施策の一つであり、財務体質の改善と収益力強化による剰余金の確保が必要であると認識しており、早期復配に向けて鋭意努力して参る所存でございます。

(4) 今後の増資についての考え方

今後の事業展開ならびに資金需要、業績見通しを踏まえたうえで、慎重に検討して参ります。

(5) 増資の日程（予定）

平成 18 年 12 月 1 日（金）	優先株式発行決議取締役会
平成 18 年 12 月 1 日（金）	臨時報告書提出（関東財務局）
平成 18 年 12 月 1 日（金）	記者クラブで発表資料投函
平成 19 年 1 月 26 日（金）	臨時株主総会決議日および種類株主総会決議日（本 B 種優先株式の有利発行および第 1 回 A 種優先株式の条件変更にかかる定款変更の議案）
平成 19 年 2 月 1 日（木）	申込期日
平成 19 年 2 月 1 日（木）	払込期日
平成 19 年 2 月 1 日（木）	資本組入日

(6) 過去 3 ヶ年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額（▲減資額）	増資後（減資後）資本金	摘要
平成 17 年 11 月 25 日	▲4,000,000 千円	3,873,372 千円	資本金の額の減少
平成 17 年 11 月 25 日	2,000,000 千円	5,873,372 千円	普通株式による 第三者割当増資
平成 17 年 11 月 25 日	2,000,000 千円		第 1 回 A 種優先株式 による第三者割当増資

(7) 過去3決算期および直前の株価等の推移

	平成15年10月期	平成16年10月期	平成17年10月期	平成18年10月期
始値	145円	246円	189円	266円
高値	260円	375円	261円	370円
安値	124円	136円	155円	260円
終値	231円	190円	266円	296円
株価収益率	18.25倍	—	—	—

注) 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(単体)で除した数値であります。なお、平成16年10月期および平成17年10月期については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

以上